

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 9 月 18 日開催 （投資信託協会）]

1. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 今年は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

2. 令和 8 年度税制改正要望について

- 2025 年 8 月 29 日（金）、令和 8 年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
 - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISA に係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
 - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
 - ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」を要望している。
- 年末に向けて議論が本格化していくところ、投資信託協会におかれても、引き続き、御協力をお願いしたい。

3. 公益通報窓口等

- 近年、金融サービスを悪用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥事や不正が相次ぐ中、今回の金融行政方針でも触れたとおり、金融機関や

金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。

- 金融庁では、公益通報窓口及び相談窓口を設け、いわゆる内部告発や金融サービスに関する情報を受け付けている。寄せられた情報については、金融機関のモニタリングに役立ててきたところであるが、今後もより一層活用していきたい。
- 他方、金融機関の公正性に対する信頼の回復は、そもそも金融機関自身の主体的取組によるべきものである。各金融機関においては、引き続き顧客本位の業務運営の徹底やそれを前提とした職員教育、職員の士気の維持向上に努めていただきたい。

4. 7月G20財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2025年7月17日から18日にかけて、南アフリカ共和国（南ア）・ダーバンにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準の、一貫性のある、完全で、かつ適時の実施に基づき、脆弱性に対処し、開かれた、強靱で、かつ安定した金融システムを促進することへのコミットメントが再確認された。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、NBFIsデータの入手可能性と報告、質、利用、及び情報共有に対処するための金融安定理事会（FSB）の作業が支持された。また、NBFIsのレバレッジによるシステムミックナリスクに対処するためのFSBの勧告を承認し、法域による実施が奨励された。
 - ・ クロスボーダー送金に関しては、G20ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。また、暗号資産及びステーブルコインに関して、ハイレベル勧告の実施に関する今後のFSBによるテーマ別ピア・レビューが留意された。さらに、金融活動作業部会（FATF）における、クロスボーダー送金の透明性向上や、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターのイノベーションを促進するための取組の重要性が強調された。
 - ・ サステナブル・ファイナンスに関しては、実践的な指針及びツールの策定による自然災害の保険プロテクションギャップに対処する、各国の事情に合わせた解決策を促進することが言及された。

- また、本会合のマージンにおいて、南ア議長国・保険監督者国際機構（IAIS）・世界銀行の共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントが開催された。
 - ・ 世界的に自然災害の頻度と規模が増大する中、保険プロテクションギャップへの対応は一層重要性を増している。そのような中、南ア議長国が、IAIS や世界銀行とともに、本イベントを開催したことは、時宜を得た取組であると評価している。
- 本イベントでは、世界銀行のバンガ総裁及びFSB 議長のベイリー英中銀総裁とともに、加藤勝信財務・金融担当大臣が基調講演を行い、国際機関や当局、保険業界に対する対する日本の期待を述べたほか、自然災害対応に係る日本の取組を紹介した。また、IAIS 執行委議長を務める有泉金融国際審議官(2025 年 7 月 18 日当時)などによるパネルディスカッションが行われた。
- IAIS 及び世界銀行は、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス・ツールを提供する取組を継続予定である。
- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 10 月にワシントン D. C. で開催される予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

5. アジア・デーの開催について

- Japan Weeks 中の 2025 年 10 月 22 日において、日本証券業協会及びアジア開発銀行（ADB）等と共催でアジア地域の資金循環活性化を目指すイベント「アジア・デー」を実施する。当日は、伊藤長官の開会挨拶や ADB 神田総裁によるキーノートスピーチが予定されているほか、アジアの金融当局やグローバルに活動する資産運用会社等の金融資本市場業界のハイレベルに多数登壇・パネル参加いただく予定である。

6. 資産運用立国について

- 資産運用立国の施策について、これまで取り組んだ NISA の抜本的拡充・恒久化、コーポレートガバナンス改革、資産運用業やアセットオーナーシップの改革といった幅広い施策は着実に進展し、例えば、新 NISA への移行後、18 歳以上の国民の 4 人に 1 人が口座を保有するに至るなど、「貯蓄から資産形成へ」の流れも動き始めている。

- この資産運用立国の実現に向けて、
 - ・ 一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行えるようにするとともに、
 - ・ 資産運用サービスやアセットオーナーシップの改革を着実に進めるほか、
 - ・ 企業の統治・経営改革の実質化など、継続的に取組を発展させることが重要である。
- 資産運用フォーラムの分科会においても、資産運用業界における課題や解決策等について、精力的に御議論いただいていると承知している。
- 分科会における議論の内容も踏まえながら、資産運用立国の取組を推進していきたいと考えているため、引き続き御協力いただきたい。
- 各金融機関においては、「貯蓄から資産形成へ」の流れを維持・強化する観点からも、家計やアセットオーナーの最善の利益を勘案した質の高い資産運用サービスを提供いただくことを期待している。

7. 2025 事務年度の金融行政方針、監督の方針について

- 2025 事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を 8 月 29 日に公表した。
- 本方針においては、資産運用立国の実現に向けた取組として、
 - ・ 資産運用サービスの高度化に向けて、資産運用会社や信託銀行、生命保険会社等のサービスの提供者を横断的にモニタリングすること
 - ・ 2026 年 4 月に予定されている投資信託協会と日本投資顧問業協会の統合を着実に進めること
 - ・ 資産運用会社の競争を促し、業界全体の運用力の向上につなげていくため、新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）に沿って、金融機関等に対して新興運用業者の活用を引き続き促していくこと
 - ・ 資産運用会社における適切なプロダクトガバナンスを確立すべく、金融商品を購入した顧客属性を検証するための製販間の情報連携の枠組みに基づく各社の取組状況等をフォローすること

などが盛り込まれている。

- 資産運用業は、資産運用立国の目指す「成長と分配の好循環」の担い手であり、国民の安定的な資産形成を支え、成長資金を供給する主体として、その社会的重要性は一段と高まっている。金融庁においても、資産運用業界の健全な発展を後押ししていくため、本年7月、新たに「資産運用課」を設置した。
- 資産運用課では、
 - ・ 資産運用業者に対し、拡大するビジネスを支える適切な業務運営体制の確保や、顧客本位の業務運営の徹底を求めるほか、
 - ・ 資産運用サービスの高度化に向け、資産運用業者における、運用力向上、ガバナンス強化に向けた取組等をモニタリングする。
- 資産運用立国の実現に向けて、これまで以上に各資産運用会社との関係強化を図りながら、資産運用サービスの高度化に向けた各社の取組を後押ししていくとともに、インベストメントチェーンにおける課題について、業界とともに対応案を検討してまいりたい。ついては、制度面・実務面での課題等があれば、引き続き前広に御相談いただきたい。

8. 「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート 2025」の公表

- 資産運用立国の実現に向けて、資産運用会社においては、受益者等の最善の利益を勘案した業務運営や資産運用サービスの更なる高度化に向けた取組が期待される。金融庁においては、そうした観点から、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業態横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2025年6月27日に「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート 2025」として公表した。
- 今回のレポートでは、2024年の「実行計画 2024」を踏まえ、資産運用会社のビジネス状況やプロダクトガバナンスの高度化に向けた取組、金融機関の確定拠出年金(企業型 DC・iDeCo)や確定給付企業年金(DB)向けサービスの状況と課題などを取り上げている。
- 資産運用会社に対するキーメッセージは次のとおり。
 - ・ 各金融機関には、レポートで示したデータも踏まえつつ、現在のビジネスモデルの妥当性、他社との差別化、更なる成長のために取り組むべき優

先課題・本質的課題、課題解決の方策などについて検討していくことを期待する。

- ・ 安定的な資産形成に資する良質な商品を提供するため、各金融機関には商品ライフサイクルを通じて「コストに見合った十分な付加価値等を顧客に提供すること」を意識してプロダクトガバナンスを徹底し、商品組成時の商品設計や組成後の品質管理を適切に行うことを期待する。
 - ・ エンゲージメントを通じた投資先の成長支援をより実効的で持続性のある取組とするためには、資産運用会社が「有意義な対話の実践」と「業務の効率化」の両立を図るとともに、資産運用会社とアセットオーナーが業務の合理化・コストシェアリングのあり方を模索することを期待する。
- 各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその取組状況等を継続的にフォローアップしていく。

9. 新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）について

- 金融庁では、2023年12月に策定された「資産運用立国実現プラン」に基づき、新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）に取り組んでおり、この一環として、金融機関の取組事例を金融庁ウェブサイトにて、2024年6月から公表している。公表から約1年が経過したことから、今般、各金融機関の取組事例について提出を依頼し、16社から更新、2社から新規の提出があった。
- 金融機関の中には、EMPに関する投資枠を設定し、実際に国内のVCやPE、上場株ファンド等の新興運用業者への投資実績も出てきている。
- こうした金融機関における自社の運用力の向上や、将来的な顧客向け商品の委託先の開拓に向けた新興運用業者を活用する取組は、資産運用サービスの向上につながるものと考えており、引き続きの取組をお願いしたい。

10. 資産運用業の健全な発展に向けた組織体制の整備について

- 資産運用業の健全な発展を後押しするための組織体制を整備することも重要である。
- 2025年7月には監督局に資産運用課を新設したところだが、続いて、8月の機構定員要求においては、近年重みが増す資産運用業およびアセットオー

ナーでもある保険業に対する監督の連携強化を図ること等を目的として、「資産運用・保険監督局」の設置を目指すこととしている。

- また、2026 年 4 月に予定されている投資信託協会と日本投資顧問業協会の統合についても、具体的な議論が進められているものと承知している。統合により、従来の自主規制の機能に加え、資産運用立国の実現を推進するための企画・立案機能や情報発信機能の強化が図られ、新たな資産運用業界として発展していくことを期待している。金融庁としても、統合が着実に進むよう後押ししてまいりたい。

11. 資産運用業大会について

- 2025 年 9 月 29 日、Japan Weeks の一環として、投資信託協会と日本投資顧問業協会との共催により、「資産運用業大会」が開催されるものと承知している。本大会は、業界関係者が一堂に会し、業界の発展や課題解決に向けて認識を共有し合う大変良い機会だと考えている。
- ぜひともこのような機会を通じて、資産運用業界全体が、顧客利益の最優先など、国民の安定的な資産形成に向けた社会的使命を改めて確認し、業界一丸となって資産運用立国の実現に向けて取り組んでいただくことを期待している。

12. ファンドモニタリング調査について

- IOSCO（証券監督者国際機構）等が金融安定に影響を与えるリスクのあるファンドについて、データを徴求するよう求めていることを受けて、2024 年から、純資産総額が 500 億円以上の国内ファンドを対象に、流動性リスク等を把握するためのファンドモニタリング調査を開始した。第 1 回の調査結果については、2025 年 3 月に公表済み。第 2 回調査については、2025 年 5 月末を期限として調査に御対応いただいた。現在、データの集計作業中であるが、調査結果については、IOSCO に提出するとともに、金融庁 HP でも概要を公開したい。また、本調査結果については、ファンドの流動性リスク管理に係るモニタリングにも活用していく予定である。

13. インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について

- 証券口座の不正アクセス・不正取引事案への対応については、2025 年 7 月～8 月、金融庁の監督指針改正案のパブリックコメントが行われた。投資信

託協会傘下の資産運用会社においても、自らの顧客や業務の特性に応じて、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決定し、迅速な対応を進めていただきたい。

14. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025 年 4 月及び 8 月、投資信託協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025 年 5 月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

15. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ「顧客口座・アカウントの不正アクセス・不正取引対策の強化」に関する要請文を 2025 年 7 月 28 日に発出した。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、当庁として、モニタリングしていく。

16. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月 13 日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカー

ドの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。

- これを踏まえ、2025 年 6 月 24 日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

17. 「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、犯罪等に関連する可能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したものである。
- 2025 年 8 月、金融機関におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行った。また、参考事例の見直しに当たり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、併せて公表されている。
- 経営陣においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、あるいはシステム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただきたい。

18. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする人材プラットフォームである「REVICareer（レビキャリ）」について、御案内する。
- レビキャリは、大企業に勤務する人材等の登録や、地域の人材ニーズを把握する地域金融機関等による検索が可能な人材プラットフォームであり、大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするための金融庁及び経済産業省の補助事業である。

- 資本金 10 億円以上又は従業員数 2,000 人超の大企業に勤務する社員が求職者として登録でき、経営人材として地域企業へ採用された場合は、地域企業が最大 450 万円の給付金を受け取ることができる制度となっている。
- 2025 年 5 月 16 日に開催された「地方創生 2.0 に関する経済団体との意見交換」では、青木一彦内閣官房副長官より、経済団体の代表に対し、レビキャリアの活用について依頼されるなど、政府全体としても事業の推進を図っている。社員の自律的なキャリアデザインやセカンドキャリアの支援に資する制度であり、転籍に限らず、兼業・副業・在籍出向も対象となっている。
- 資本金又は従業員数要件を満たす場合は、社員個人として登録することができるが、人事部としてレビキャリアに登録いただくことも可能となっている。レビキャリアへの登録を検討いただく場合は、制度や登録方法などを個別に御案内するので、お問い合わせいただきたい。
- なお、レビキャリアの足元の実績については、2025 年 8 月 14 日時点において大企業人材の登録者数が累計 5,000 人を達成し、マッチング件数も 224 件となっている。

(以 上)